



発行:真宗大谷派常入寺  
富山市東老田787番地  
電話(076)436-0816  
FAX(076)436-2766  
携帯090-3764-3983  
発行責任:青井和成

# はつまいり 修正会

一月一日午前五時より

初老や還暦の方々が団体参拝されま  
すので修正会の始まる時間が変更と  
なる場合もございます  
年始は一日午前四時半より二日午後  
四時まで受付します

## 子ども初参り

お正月にお参りいただ  
いたお子さんには小学  
生以下、先着20名様  
におみやげにお菓子を  
用意しています。  
お子さん、お孫さん  
と一緒に参りくださ  
い。



## 初参り・初詣は

## ご縁のあるお寺や近くのお寺で

## めたしまししょう

### 二〇〇八年 年 期 ( 忌 ) 表

一周 期	三回 期	七回 期	十三 回期	十七 回期	(廿三 回期) にじゅうさんかいき	廿五 回期	(廿七 回期) にじゅうななかいき	卅三 回期	五十 回期	百回 期
平成 二〇 〇七 年命 終	平成 二〇 〇八 年命 終	平成 二〇 〇九 年命 終	平成 一九 九六 年命 終	平成 一九 九二 年命 終	昭和 六十一 年命 終	昭和 五十九 年命 終	昭和 五十七 年命 終	昭和 五十一 年命 終	昭和 三十四 年命 終	明治 四十二 年命 終

《法要について》 法要は年 期 というものに基づい  
て行われています。しかし仏教に基づくものではなく慣  
習からくるものです。ですから年 期 になったから絶対に  
勤めなければいけないということはありません。基本的  
に法要とは法(ほう)の要(かなめ)を聞くという行事なので、いつ  
しなればいけないということではなく、法要を催した  
くなった時に催せばよいものです。

# 明日ありと想う心の アダザクラ

近年わたしは、ホンコハンを精一杯勤めよう、そういう気持ち  
が強くなってきています。でもそれが形として表れているとか、  
持続しているのかといわれれば胸を張って「はい」とはいえない  
のが現状ですが。でも精一杯勤めたいという思いは強いです。そ  
れはホンコハンを大事にしたいという思いから起こってくるもの  
だと思います。自分にとってホンコハンが大切なものになってき  
たからでしょう。だから平生やったことのない掃除などもイヤだ  
けれどもできるんだらうと思っています。だから、こうしたら良  
いというようなアイデアが湧いてきたり、自分なりのこだわり  
が起こってきます。それを他の人に理解してもらえているかどう  
かということとは別なんですけどね。皆さんの中にもこだわってし  
まうこと、一生懸命したいことは何かあるのではないのでしょうか。  
では人生というくりではどうでしょう。私の場合は、一生が  
長いような気がして、まだまだという思いが強くて一生懸命した  
ら息が切れそうで何事にも手を抜いているような気がしてなりま  
せん。でもふと思うこともあります。このままぼやっと生きてい  
けばあつという間に一生を終えて、死んだあとにああすればよ  
かったという後悔をたくさんするのはないかと思うのです。こ  
れも思うだけに止まってしまっています。

やっぱり自分の中に一度きりの人生、人として生きていること  
の尊さめでたさを全身で体感していかないからなのでしょう。何よ  
りも人として生きているという実感のなさから来るのでしょうか。  
まあ、いつの間にか生まれてしまつて何の気無しに生きている私  
だから仕方のないことなのかもしれません。  
でも、生まれてきた意義と生きる喜びを見つけないで私たちに  
とつて一番大事なことはないでしょうか。皆さんも人生の  
意義と喜びをさがす旅に立ちませんか？

明日ありと 想う心の仇桜 嵐の吹かぬものは

(伝 親鸞聖人作)

## 竹中彰元師の復権・顕彰に関する宗派声明

本年は、一九三七(昭和十二年)七月の盧溝橋事件を発端とした日中戦争が始まつて七十年にあたります。当時、上海から南京へと戦線が拡大し、日本国中が戦勝報道にわき上がる最中、「戦争は最大の罪悪である」と戦争の本質を見抜き、身をもって戦争に反対した僧侶がおられました。

岐阜県不破郡垂井町岩手の真宗大谷派明泉寺前任職(当時)竹中彰元師は、一九三七年九月十五日、出征する軍人見送りのため垂井駅に向かう途中、「戦争は悲惨な事だ、一体戦争は罪悪である」。また、同年十月十日、組内寺院の年忌法要の席で、「徒に彼我の生命を奪い莫大な予算を費い人馬の命を奪うことは大乗的な立場から見ても宜しくない。自分は侵略のように考える」と発言されました。

この竹中氏の発言は、宗派をあげて戦争に協力してきた中にありながら一人の念仏者として、宗祖親鸞聖人の教えに立つてなされたものでした。しかしながら、これらの言動により、同年十月二十六日に逮捕陸軍刑法第九十九条の「造言飛語罪」にあたることされ、一九三八年四月二十七日、禁錮四月執行猶予三年の有罪判決を受けられました。宗派は、国家の処分に応じて、同年十一月十八日、竹中師を軽停班三年及び布教資格剥奪に処したのであります。

明泉寺のご門徒は、国家の処分に対して用意した「嘆願書」のなかで、「老師の一生は法に活き、法のために活躍せられ、私も凡夫に法を終始せらるるものと謂うべし。…非違なきに非違ありとせんとするが如き輩あるが為に老師の晩年を傷つくる如きは仏も菩薩も許したまはざる処にして…」と述べられています。

このご門徒のお心にふれる時、竹中師の志願に耳をかたむけることなく、非戦をとえ教えに生きんとした僧侶に対し、処分を下したこと自体が、宗派が犯した大きな過ちであります。このことによつて、師はもとよりご家族と明泉寺同行の皆さまに苦痛と悲しみをもたらしました。さらに今日まで放置し続けてきたことを思いますと、慚愧に堪えず、心より謝罪いたします。

爾来七十年、遅きに失したことでありますが、ここに宗派として竹中彰元師に対する当時の処分を取り消します。そして師の復権への取り組みを通して、師のように仏法を持つて社会に生きられた方々の志願を受け止め続けてまいります。

二〇一一年の宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌をお待ち受けする中で、改めて現代社会における宗門存立の意義を問い、人類に捧げる僧伽たらんとし、信の回復という使命を願わざるをえません。

当時、社会に生きる人々に非戦を語りかけられた竹中彰元師の足跡を振り返り、師の念仏者としての歩みを顕彰し、その時代を顕彰することをおして、今を生きる私たち一人ひとりの歩み確かめる取り組みをすすめてまいります。

二〇〇七年十月十九日

真宗大谷派宗務総長 熊谷宗恵